令和８年 11 月２日

各　位

会 社 名　株式会社サン・ライフホールディング
代表者名　代表取締役社長　比企　武
（東証スタンダード市場　コード 7040）
問合せ先　取締役　業務支援本部長　黒崎　寿雄
（TEL　0463-22-1233）

当社子会社における法令違反の疑義及び第三者委員会の設置に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社子会社である株式会社もしあん少額短期保険（以下「当該子会社」といいます。）の取締役会において、第三者委員会の設置を決議したことを親会社として承認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

保険契約者の皆様、株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

記

１．本件の概要（第三者委員会の設置目的）

2026 年 10 月６日、当該子会社の現顧問（前代表取締役社長）に関し、無資格者による募集、代理店手数料の不適切な支払、会社経費の不適切利用等、法令違反の疑義が判明いたしました。

当社としては、本件に関する事実関係の解明、原因分析及び再発防止策の策定について、より一層の客観性、独立性を確保した検証が必要であると判断し、本日、日本弁護士連合会の定める「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠した「第三者委員会」を設置することを承認いたしました。

尚、本件の事実関係、法令違反の該当性、対象期間、件数及び被害総額については、現時点では確定しておらず、今後の調査により確認してまいります。

２．第三者委員会の構成（敬称略）

第三者委員会の構成は以下のとおりであります。

役職	氏名	資格	所属
委員長	大野 徹也	弁護士・公認不正検査士	霽月法律事務所
委員	吉森 大輔	弁護士・公認不正検査士	霽月法律事務所
委員	関　秀忠	弁護士	ほくと総合法律事務所

上記委員はいずれも当社との間に利害関係を有しておらず、第三者委員会の中立性及び独立性が確保されるものと判断しております。

３．第三者委員会への委嘱事項

第三者委員会の委嘱事項は以下のとおりであります。

⑴　本不祥事件に係る事案に関する事実関係の調査、同種事案の有無及びその内容に関する事実調査、本不祥事の発生原因（ガバナンス、内部統制及び監査体制等の組織構造的原因を含む）の調査及び同発生原因に係る再発防止策の提言
⑵　本委員会の組成に必要な調査担当弁護士及び調査補助者の選任（追加選任も含む）、調査に必要な外部ベンダーによる資料ストレージの確保等の業務を行うこと
⑶　本委員会作成の報告書提出後、当社取締役会に出席しその内容を説明すること
⑷　その他、本委員会の活動に関連する業務を行うこと

４．今後の対応及び業績への影響

当社及び当該子会社は、契約者・被保険者の保護を最優先に、関東財務局への報告及び第三者委員会への全面的な協力を行ってまいります。調査終了時期は2～3ヵ月程度を予定しておりますが、調査期間が確定次第、速やかに適時開示いたします。また、調査結果及び対応方針は、報告書受領後、速やかに公表する予定です。

尚、本件が当社の連結業績及び過年度の財務諸表等に及ぼす影響は、現在精査中であり、今後、開示すべき事項が判明した場合には、速やかにお知らせいたします。

以　上